

令和5年6月1日

春

第77号



# 荒川沿岸 土地改良区だより

目次	
○令和4年度第73回通常総代会開催	2～4頁
○令和4年度県管理事業	5頁
○令和4年度発生豪雨災害及び 雪害による被害の主な復旧状況	6～10頁
○令和4年度荒川沿岸土地改良区実施事業	11頁
○令和5年度土地改良事業の概要	12頁
○令和5年度一般会計収支予算	13頁
○令和5年度賦課金について	14頁
○令和5年度荒川沿岸土地改良区職務分掌	15頁
○組合員の皆様へお知らせ	16頁

発行元 荒川沿岸土地改良区  
新潟県村上市花立4558  
電話 0254・62・3151  
FAX 0254・62・3151  
Eメール midori-aradokai@zc.wakwak.com  
編集兼発行人 荒川沿岸土地改良区理事長 小川 巖

# 令和4年度 第73回通常総代会開催

第七十三回通常総代会を去る三月二十七日に、総代定数五十名（現在総数四十七名）に対し、三十八名出席のもと開催いたしました。

議長に竹内高幸総代（新飯田）を選出し、午後二時より議案審議に入りました。左記の事項について小川巖理事長より議案説明があり、事務局より詳細に説明し、慎重に審議した結果、提出された全議案を原案通り全会一致で可決し、閉会しました。

また、当日は高橋村上市長を来賓としてお招きし、ご祝辞をいただきましたので、理事長の挨拶とともにご紹介いたします。

- 承認第一号 令和五年度土地改良施設維持管理適正化事業の申込みについて（理事会専決）
- 報告第一号 中間監査報告について
- 議 第一号 諸規程の一部改正について
- 議 第二号 令和四年度県営土地改良事業の変更実施について
- 議 第三号 令和四年度団体営土地改良事業の変更施行について
- 議 第四号 令和四年度土地改良事業地元負担金の借入及び変更借入について
- 議 第五号 令和四年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 議 第六号 令和四年度一般会計の繰越明許費について
- 議 第七号 令和五年度県営土地改良事業の実施について
- 議 第八号 令和五年度団体営土地改良事業の施行について

- 議 第九号 令和五年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 議 第十号 令和五年度土地改良事業地元負担金の借入について
- 議 第十一号 令和五年度新潟県国営造成施設県管理事業（荒川頭首工）地元負担金について
- 議 第十二号 令和五年度組合費の賦課及び徴収方法について
- 議 第十三号 令和五年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 議 第十四号 令和五年度農地転用決済金の徴収について
- 議 第十五号 令和五年度災害復旧事業の施行について
- 議 第十六号 令和五年度一時借入金 の借入れ及び積立金の一部運用について



会議の様子



竹内高幸議長（新飯田）

# 総代会挨拶



理事長  
小川 巖

本日第七十三回通常総代会を開催しましたところ、総代皆様におかれましては、春の農作業などを控え何かとご多忙の中、多数のご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、年度末の公務多忙の中、村上市の高橋市長様をお迎えしてございます。高橋市長様におかれましては、土地改良事業に対し、大変ご理解・ご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

また、昨年の八月三日から四日に発生した未曾有の豪雨災害、十二月二十三日からの大雪による倒木被害に対し、令和四年八月三日からの豪雨災害に係る災害復旧作業の経費の分担金徴収条例の特例に関する条例の公布や倒木被害に関しては森林環境譲与税を活用して対応していただくなど、迅速かつ丁寧な復旧対策を講じていただいたことに対し重ねて感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

災害復旧の状況であります、農業用施設・農地に関しては、一部を除き復旧作業を完了する見込みで、農業用水についても、例年通り通水できる予定であり、営農に支障を来す事の無いよう努めて参りますので、皆様のご協力を頂きますよう宜しくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症に関して、国に於いては五月八日以降に季節性インフルエンザと同じ

「五類」に移行し、感染拡大防止と社会経済活動とのバランスをとりながらwithコロナを目指していくこととなりますが、農業分野に於いても一日も早くコロナ禍前の状況に戻ることを願っているところであります。

昨年の岩船米は、七月の高温、八月の豪雨災害の影響もあり、コシヒカリの一等米比率が三十一%、作況指数が九十八の「やや不良」に加え、味も特Aの評価からAに格落ちする結果となり、また肥料の原材料、電気料金などの高騰等により、農家にとって例年になく大変厳しい状況に立たされた年でありました。

産地間競争の激化する中、ブランド米「岩船産コシヒカリ」の生き残りをかけ、一等米比率の向上と更なる品質・食味向上に向けた取組を産地一体となって促進し特Aランク復活を目指して頂きたいと考えております。

新年度農業農村整備事業関係予算につきましては、令和四年度補正一千六百七十七億円を加えた総額で、前年度予算より六百六十六億減額の六百三十四億円となりました。

土地改良区といえども、気象変動による豪雨災害が頻発化・激甚化しており、防災・減災、国土強靱化への対応には、老朽化した農業水利施設の整備も急務となっております。今後も農業農村整備事業の推進及び災害復旧のための支援、担い手や若者が夢を持てる農業、元気で活力ある地域を維持・構築するため、引き続き地域要望に応える予算確保に向け、農水省、財務省などに要請活動を行って参りたいと考えておりますので、総代皆様のご協力をよろしくお願い致します。

令和五年度の土地改良事業につきましては、新規事業の団体営農業水利施設安全対策促進事業荒川地区、全額国費で実施する機能保全計画策定も含めた地域農業水利施設ストマネ事業神林用排水地区他一地区を初め、引き続き県営事業の旧関根

川地区他二地区の実施が予定されております。その他堀川排水機場他三施設の維持管理適正化事業など、総額で五億二千七百万円ほどの事業を予定しております。

組合員の皆様は基より、関係総代・役員の皆様には何かと大変お世話になりますが、引き続きご理解・ご協力の程、よろしくお願いを申し上げます。

本日上程致します議案は、専決による承認案件が一件、中間監査報告及び、諸規程の一部改正、事業の追加に伴う補助金及び受託業務収入の増額並びに職員退職に伴う令和四年度補正予算、令和五年度予算など、合わせて十七件の上程を予定しております。

新年度予算につきましては、経常賦課金、各管理区賦課金共に昨年同様据え置きとさせて頂きました。また、事業費及び繰越金などの増額に伴い、前年度より増額予算となっております。

土地改良区といえども、農業従事者の高齢化・担い手不足の深刻化、肥料の原材料価格の高騰や今後更なる電気料金の高騰が見込まれる状況の中で、岩船米の他、高収益園芸作物導入による「儲かる農業」の実現に向け関係農業団体と協力し、地域農業の発展のため積極的に進めて参りますので、総代皆様のご協力をよろしくお願い致します。

尚、今年には総代・役員のご改選の年に当たりますので、皆様におかれましては、任期中最後の総代会となりますが、引き続き皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、議案詳細につきましては、上程の都度説明させて頂きまします。総代皆様には慎重審議の上、全議案ご承認頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。また、私の開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ご苦勞様でございます。

# 村上市長祝辞



高橋 邦芳 村上市長

皆様こんにちは。ご紹介にあずかりました村上市長の高橋です。今日は荒川沿岸土地改良区第七十三回通常総代会の御盛会を心よりお慶び申し上げます。

また、昨年八月三日から発生した集中豪雨による災害で被害に遭われた皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

現在、村上市は総力を挙げて復旧作業に当たっているとございますので、今後も皆様方の格段のお力添えとご協力をお願い致します。

こうした中で、今日の我々の社会を取り巻く環境として、エネルギーの高騰に始まった物価の高騰が生産するうえでも大きなダメージ

になっております。これまでも様々な形で国からの支援や市単独での支援を皆様方にお届けする取り組みを進めてまいりましたが、令和五年度におきましても引き続き生産がスムーズに進められるように支援をおこなってまいりたいと考えているところであります。

先ほど小川理事長から令和五年度予算についてご紹介いただきましたが、村上市と致しましては現場の声をしっかりと聞いたうえで皆様方の必要とするところに必要な支援が届くような仕組み作りを構築していきたいと考えております。

また、我が村上市は非常に重要な食料基地を担っておりますが、食料の安全保障の観点からも基盤をしっかりと維持し、将来に繋いでいくことが必要であり、その為には土地改良事業は基より農業農村の生産力を将来に向かってしっかりと維持をしていくことが重要だと考えます。主とする農地はもちろんのこと、それをサポートする関係施設についてもしっかりと整備をおこなうことで、担い手である皆様方にさらなる生産力の向上と収益の確保が見込める体制作りに取り組んでいかなければならないと考えている次第であります。いずれにしても、まずは昨年の災害か

らの立て直しを最優先させていただきまして、そのうえで、これから将来に渡って持続可能な農業基盤を構築するための取り組みを進めていきたいと考えております。

令和五年度におきましては、農村整備の部分につきましてもきめ細かに対応するというところで、既に第一回定例会で予算を上程し承認をいただいたところでございますが、今後も皆様方にご理解いただけるよう丁寧な説明をしながら進めてまいりますので宜しくお願いいたします。

結びになりますが、何よりも皆様方に気持ちよくこの地で生産に携わっていただくことが最も重要であると考えておりますので、小川理事長を通じて様々な形で皆様方へお声を届けさせていただきながら、村上市としてできる取り組みをしっかりとこなしていきたいと考えております。

最後に今年一年の皆様方のご健勝と荒川沿岸土地改良区の益々のご繁栄、また、長期持続可能な体制強化に繋がるようご祈念申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

# 令和4年度国営造成施設県管理事業(荒川頭首工)

令和4年度に実施した国営造成施設県管理事業についてご報告致します。

## 機側操作盤更新工事

今年度は堰柱建屋内の洪水吐ゲート機側操作盤を1ヶ所更新しました。  
これで機側操作盤6か所の更新は完了しました。



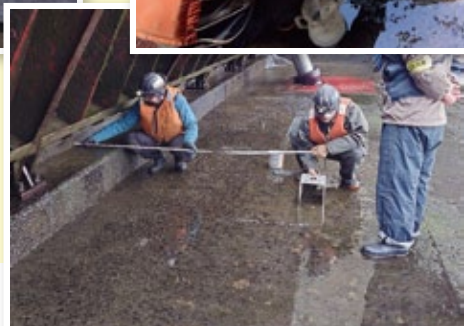
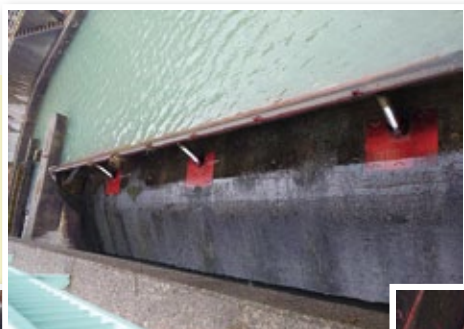
## 右岸沈砂池倒木撤去

昨年12月23日の大雪で右岸沈砂池に倒木が発生しました。  
年明けには通水を予定していた為、緊急に撤去しました。



## 右岸転倒ゲート扉体受設置

令和4年8月の水害による土砂の影響で損壊した右岸転倒ゲートの扉体受を新たに設置しました。

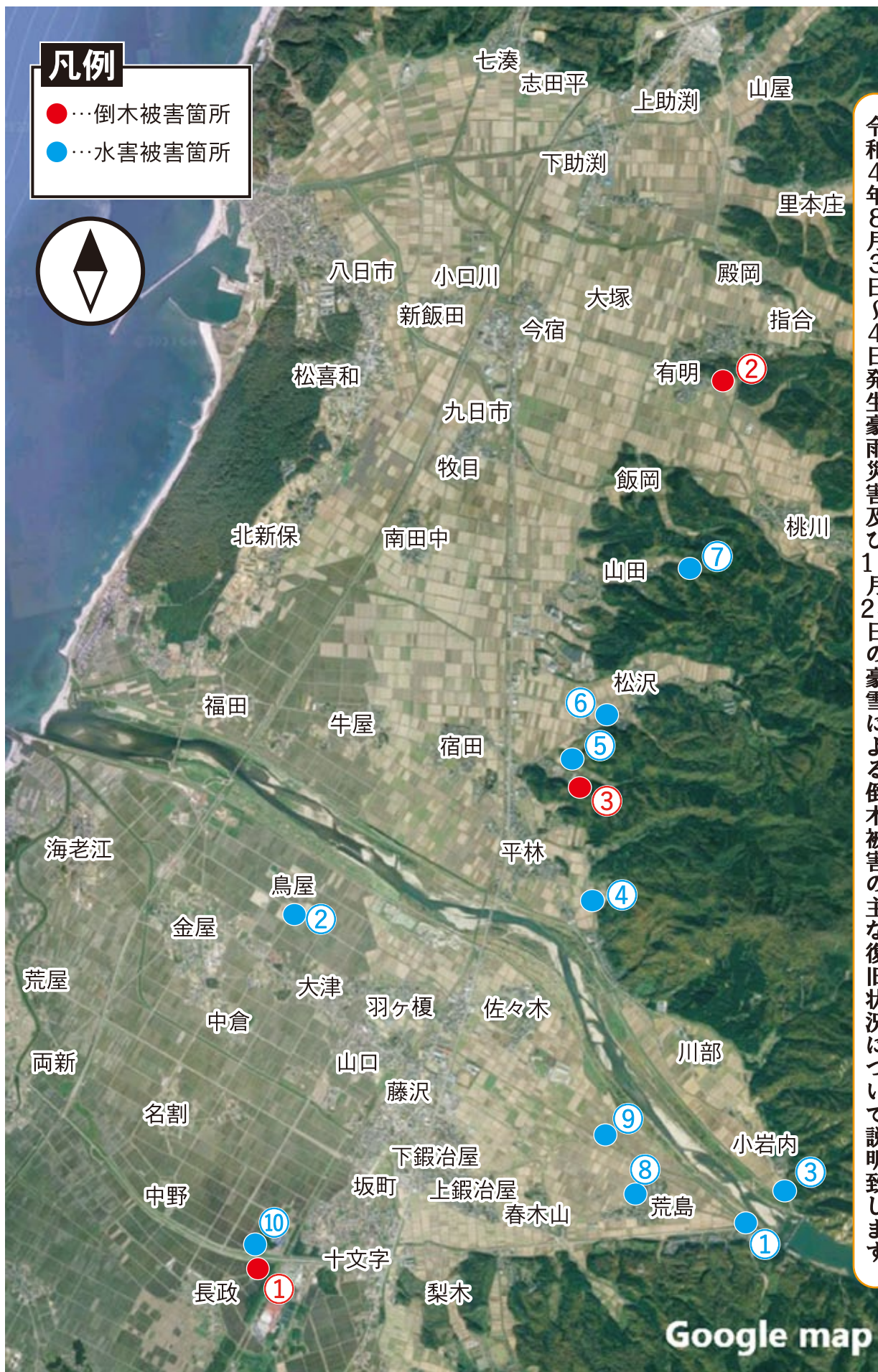


# 令和4年度発生豪雨災害及び雪害による被害の主な復旧状況

令和4年8月3日～4日発生豪雨災害及び12月23日の豪雪による倒木被害の主な復旧状況について説明致します。

## 凡例

- …倒木被害箇所
- …水害被害箇所



Google map

# 豪雨災害の主な復旧状況の詳細

## ① 左岸幹線用水分水工



被災直後

土砂崩れによる土砂や流木が分水ゲートに直撃し、幹線用水路内が完全に土砂で埋まりました。



復旧後

土石流による土砂と流木の撤去作業を行いました。幸い、ゲート等設備に異常はありませんでした。

## ② 荒川第3-2号揚水機場



被災直後

氾濫した排水路からの土砂が水槽内に流入し、フェンスを倒壊させました。



復旧後

水槽内に流入していた土砂の撤去作業、及びフェンスの補修・補強作業を行いました。

## ③ 神林第2-8号揚水機場



被災直後

土石流が押し寄せて、敷地内が土砂と流木で埋まり、建屋内外設備に甚大な被害がありました。



復旧後

敷地内に流入した土砂と流木を撤去し、建屋内外設備の復旧作業を行いました。現在は通水が可能となっております。

←.....用水路  
※矢印の方向へ流れる

④ 神林第2-16号  
揚水機場付近排水路



被災直後

岩鼻幹線用水路の氾濫やファームポンドの越水により水路法面の一部が崩落しました。



復旧後

崩落していた水路法面への補修・補強作業を行いました。

⑤ 神納用水路  
宿田字神上り



被災直後

神納用水路が氾濫し、水路法面が崩落しました。加えて、流出した土砂が隣接した農道とほ場に流入しました。



復旧後

崩落していた水路法面への補修・補強作業を行いました。また、農道及びほ場に流入した土砂の撤去作業を行いました。

⑥ 神納用水路  
松沢字南田



被災直後

神納用水路が氾濫し、水路法面と隣接したほ場の法面が崩落しました。加えてほ場内及び排水路に土砂が流入しました。

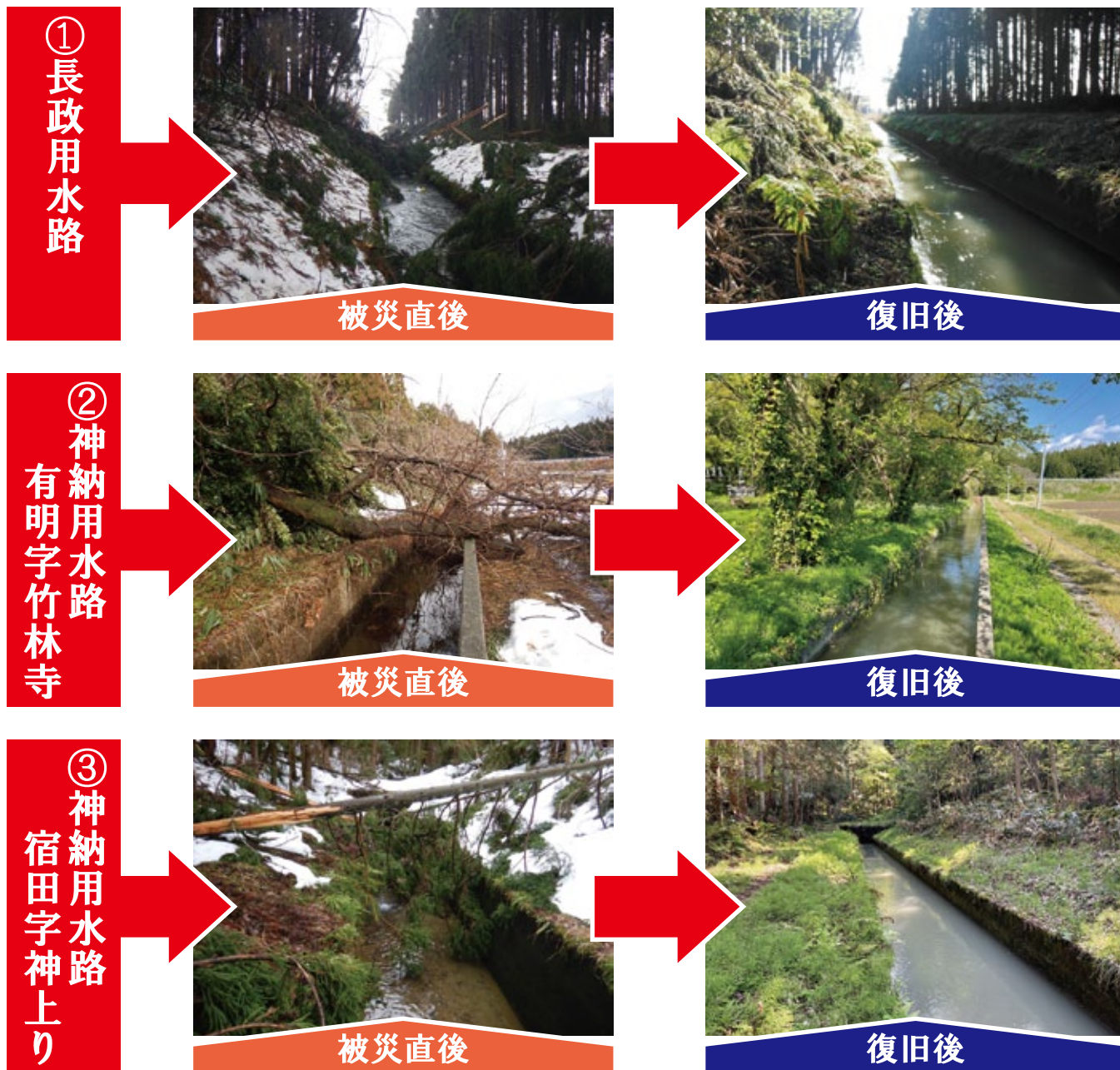


復旧後

崩落箇所の補修・補強作業を行いました。また、ほ場及び排水路に流入した土砂の撤去作業と補修作業を行いました。

# 雪害の主な復旧状況の詳細

令和 4 年 1 2 月 2 3 日の豪雪により、当土地改良区管理施設への倒木被害が発生致しました。村上市より森林環境税にて復旧作業を行い、水路側の倒木を伐採し隣接地に切り置き致しました。



## その他主な復旧状況

番号	場 所	復旧作業概要
⑦	神納用水路 山田字堤下	崩落していた水路法面への補修・補強作業を行いました。
⑧	荒島揚水機場	用水取入口に堆積した土砂の撤去作業、及び崩落していた機場敷地内の一部地盤の補修・補強作業を行いました。
⑨	雨俣分土工	分土工内に堆積した土砂の撤去作業、及び電操盤の補修作業を行いました。
⑩	金屋除塵機	削りとられ一部崩壊していた除塵機付近地盤の補修・補強作業、及び除塵機内部に堆積した土砂の撤去作業を行いました。

# 当土地改良区受益農地の主な復旧状況

令和4年8月に発生した豪雨災害により被災した農地の主な復旧状況についてご報告致します。



沢上流にて発生した土石流により、ほ場内に大量の土砂や流木が流入しました。復旧作業として、ほ場に流入した土砂の排土及び流木の撤去作業や、排水路の土砂撤去、畦畔・溝畔の整形作業を行いました。

復旧後のほ場の様子



復旧作業の様子

令和 4 年度

荒川沿岸土地改良区

主な実施事業

令和 4 年度に荒川沿岸土地改良区で実施した主な事業についてご報告致します。

団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業

旧堀川地区 旧堀川排水機場除塵機更新工事



塩谷地内にある旧堀川排水機場の除塵機を更新しました。海に近く腐食が進行しており、劣化していた除塵機を更新した工事です。  
事業費：36,000 千円

県単農業農村整備事業

金屋地区 荒川第 1-1 号揚水機場可とう管取替工事



金屋地内にある荒川第 1-1 号揚水機場の可とう管から漏水し、突発事故として緊急対応した工事です。  
事業費：1,200 千円

その他、以下の事業を実施しました。

事業名	地区名	工事名	事業費(千円)
県単農業農村整備事業 (突発事故)	石川第 3 号地区	石川第3号揚水機場可とう管修繕工事	1,300
県単農業農村整備事業 (突発事故)	桃川地区	パイプライン修繕工事	1,100
県単農業農村整備事業 (突発事故)	金屋地区	荒川第1-1号揚水機場自然庄 バイパス管修繕工事	2,300
県単農業農村整備事業 (突発事故)	八日市地区	水中渦巻着脱ポンプ取替工事	3,550
土地改良施設維持管理 適正化事業	桃川地区	神林第2-3号揚水機場水中ポンプ取替工事 φ300 水中ポンプ 1台取替	9,400
土地改良施設維持管理 適正化事業	金屋地区	荒川第1-1号揚水機場水中ポンプ取替工事 φ350 水中ポンプ 1台取替	8,900
土地改良施設維持管理 適正化事業	長政地区	名割長政揚水機場水中ポンプ取替工事 φ250 水中ポンプ 2台取替	11,500
土地改良施設維持管理 適正化事業	小口川地区	石川第1号揚水機場ポンプ配管取替工事	19,500
土地改良施設維持管理 適正化事業	宿田地区	神林第1-3号揚水機場ポンプ配管取替工事	17,500

## 令和5年度 土地改良事業の概要

単位：千円

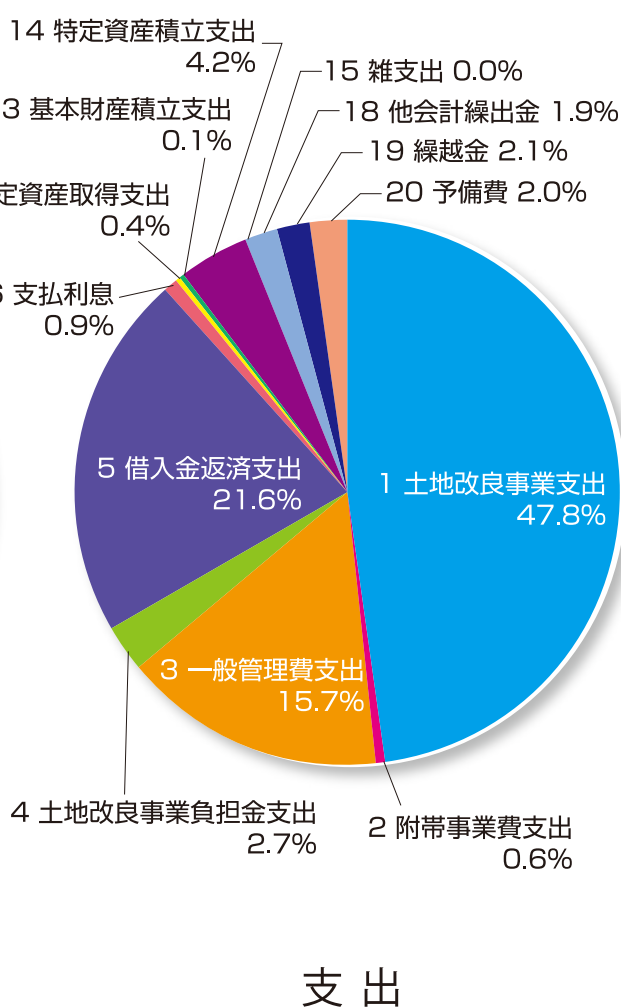
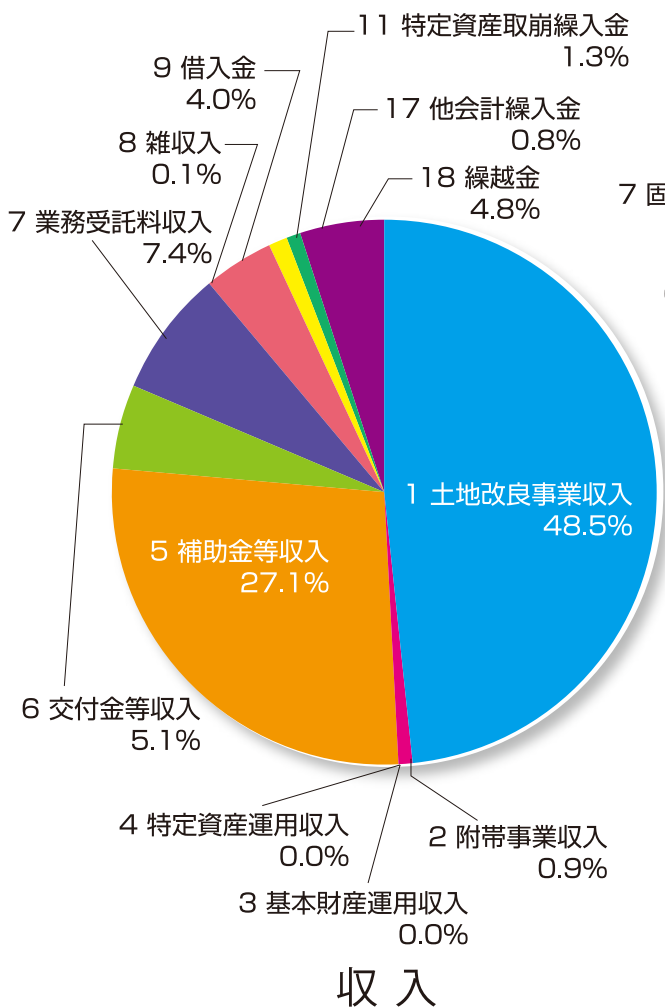
事業名	地区・施設	内容	事業費
国営造成施設県管理事業	荒川頭首工	直流電源盤蓄電池更新工事、他	30,383
水利施設管理強化事業	荒川沿岸地区	強化支援費 (多面的経費・予防保全経費)	13,070
県営ため池等整備事業 (用排水・特大)	旧関根川地区	合流工 N=1.0式 切梁更新 L=100.0m	80,000
	神納用水路地区	隧道工 L=1,2230.0m	165,000
県営ため池等整備事業 (用排水施設整備)	堀川地区	電動機・減速機更新 N=1.0基 電気設備更新 N=1.0式	150,000
農業水利施設安全対策 推進事業	荒川地区	安全施設設置 L=260.0m (長政用水路、佐々木用水路)	10,000
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業 (機能保全計画)	荒川左岸第6地区 【繰越】	機能保全計画策定 N=1.0式	20,000
	神林用排水地区	機能保全計画策定 N=1.0式	47,200
	令和荒川地区	機能保全計画策定 N=1.0式	29,000
団体営調査設計事業	鳥屋地区 【繰越】	調査計画(排水解析) A=64.1ha	11,000
土地改良施設維持管理 適正化事業	荒川第1-1号 揚水機場	水中ポンプ取替 N=1.0台、他 (φ300mm×37kw)	8,100
	名割長政揚水機場	水中ポンプ取替 N=2.0台、他 (φ250mm×22kw)	10,500
	旧堀川排水機場	水中ポンプ取替 N=1.0台 (φ400mm×22kw)	9,700
	神林第2-3号 揚水機場	水中ポンプ取替 N=2.0台 (φ300mm×37kw)	17,600

## 令和 5 年度 一般会計収支予算の概要

単位：千円

収 入			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 土地改良事業収入	391,601	438,556	▲ 46,955
2 附帯事業収入	7,120	7,120	0
3 基本財産運用収入	1	1	0
4 特定資産運用収入	31	31	0
5 補助金等収入	218,827	170,548	48,279
6 交付金等収入	41,310	60,120	▲ 18,810
7 業務受託料収入	60,093	53,134	6,959
8 雑収入	889	1,454	▲ 565
9 借入金	32,081	28,821	3,260
11 特定資産取崩繰入金	10,757	6,361	4,396
17 他会計繰入金	6,162	8,582	▲ 2,420
18 繰越金	38,502	30,158	8,344
収入合計	807,374	804,886	2,488

支 出			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 土地改良事業支出	386,064	365,877	20,187
2 附帯事業費支出	5,000	5,000	0
3 一般管理費支出	126,246	122,225	4,021
4 土地改良事業負担金支出	22,092	24,343	▲ 2,251
5 借入金返済支出	173,952	206,680	▲ 32,728
6 支払利息	7,241	9,347	▲ 2,106
7 固定資産取得支出	3,000	2,000	1,000
13 基本財産積立支出	1,000	1,000	0
14 特定資産積立支出	33,743	34,969	▲ 1,226
15 雑支出	1	1	0
18 他会計繰出金	15,210	14,710	500
19 繰越金	17,320	0	17,320
20 予備費	16,505	18,734	▲ 2,229
支出合計	807,374	804,886	2,488



# 賦課金納入期限

期日までの納入をお願いします。

第1期 **6月30日(金)**

第2期 **10月31日(火)**

## 令和5年度 賦課金明細(10aあたり単価)

単位：円

荒川左岸【荒川・胎内】地域				荒川右岸【神林・岩船】地域											
期別	田		畑	期別	田					畑					
	10分地域	開田地域、保内(揚水機による山水掛り)	3分地域		10分地域	一部地域他(村上市平林及び宿田の3分地域)	各渓流水地域	桃川・松沢の各渓流水地域	桃川・百川左岸	指合地域	排水受益地域	多面的機能に支払交付金に係る河内地域	3分地域	畑地域	桃川・溪流
第1期	賦課金(経常)	2,400	720	720	第1期	賦課金(経常)	2,400	720	—	1,200	—	—	720	—	360
	賦課金(管理)	1,200	360	360		賦課金(管理)	1,600	480	480	800	1,600	144	480	144	240
第2期	賦課金(経常)	2,400	720	720	第2期	賦課金(経常)	2,400	720	2,400	1,200	—	720	720	720	360
	賦課金(償還)	1,260	378	378		賦課金(償還)	236	71	—	118	—	—	71	—	36
第一区賦課金(年額)		7,260	2,178	2,178	第二区賦課金(年額)		6,636	1,991	2,880	3,318	1,600	864	1,991	864	996

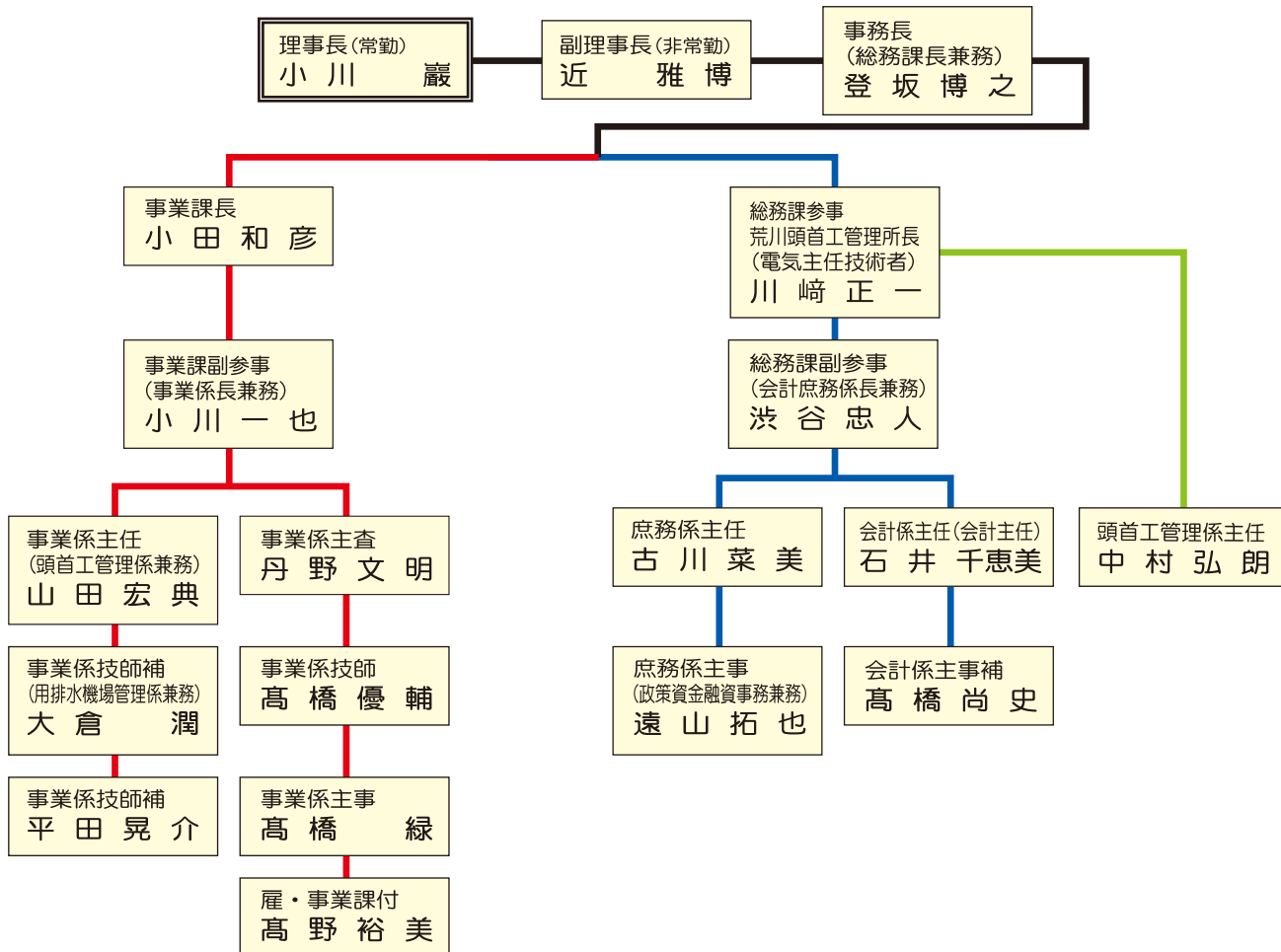
## 令和5年度 農地転用決済金明細(10aあたり単価)

単位：円

荒川左岸【荒川・胎内】地域				荒川右岸【神林・岩船】地域											
区分	田		畑	区分	田					畑					
	10分地域	開田地域、保内(揚水機による山水掛り)	3分地域		10分地域	一部地域他(村上市平林及び宿田の3分地域)	各渓流水地域	桃川・松沢の各渓流水地域	桃川・百川左岸	指合地域	排水受益地域	多面的機能に支払交付金に係る河内地域	3分地域	畑地域	桃川・溪流
荒川左岸	本区	120,000	36,000	36,000	荒川右岸	本区	120,000	36,000	60,000	60,000	—	18,000	36,000	18,000	18,000
	管理費	30,000	9,000	9,000		管理費	40,000	12,000	12,000	20,000	40,000	3,600	12,000	3,600	6,000
	償還金	23,660	7,098	7,098		償還金	3,901	1,171	—	1,951	—	—	1,171	—	586
第一区決済金		173,660	52,098	52,098	第二区決済金		163,901	49,171	72,000	81,951	40,000	21,600	49,171	21,600	24,586

# 令和 5 年度 荒川沿岸土地改良区 職務分掌

令和 5 年 4 月 1 日現在



## 退職者ご挨拶

前事業課長 鈴木 智

この度、令和 5 年 3 月 31 日をもって荒川沿岸土地改良区を退職いたしました。

在職中は公私にわたり、ひとかたならぬご厚情を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

組合員皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、荒川沿岸土地改良区がさらなる発展の中で地域に貢献されることをご期待申し上げ、退職の挨拶とさせていただきます。

## 新人紹介

雇・事業課付  
高野 裕美



前職で荒川地区に勤めていたこともあり、また荒川で仕事ができることに縁を感じました。今までと全く違った仕事内容ですので、わからないことも多々ありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう努力して参ります。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

# 組合員の皆様へお知らせ

賦課金は、**毎年度4月1日時点**の組合員名簿、土地原簿登録面積によって算定されます。農業委員会・市町村・法務局などでお手続きされても、**当事者が直接土地改良区へ届け出**（土地改良法第43条第1項）をしなければ、賦課金は今まで通りに賦課されます。下記のようなことがございましたら、必ず当土地改良区へ届け出てください。

- ★ 農地の売買、賃貸借の設定または解約
- ★ 農地を宅地等へ転用
- ★ 相続や経営移譲による組合員変更
- ★ 組合員の住所や口座の変更

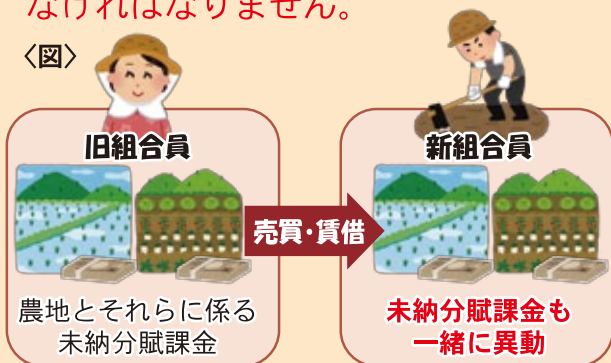
組合員や農地関係の変更、ご不明な点などがございましたら、当土地改良区へご連絡ください。



## 未納賦課金は新組合員の負担となります

売買や賃借などで農地の異動がなされ、その農地に係る賦課金に未納があったときは、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）の規定により、**新組合員が未納分を納入しなければなりません。**

〈図〉



売買や賃借などの契約をする際には**未納の賦課金があるかどうか**当土地改良区に必ず確認してください。

## 総代選挙のお知らせ

当土地改良区の総代は令和5年9月10日をもって任期満了となる為、総代選挙が執行されます。

総代選挙の選挙権は、当改良区組合員にあります。したがって、組合員資格の移動等がございましたら速やかに荒川沿岸土地改良区までご連絡ください。

なお、投票日など選挙の詳細につきましては、決定しだい追って文書にて組合員の皆様へお知らせいたします。



## 農地中間管理機構利用による農地の賃貸借について

各市農業委員会では、農地中間管理機構利用による農地の賃貸借契約を受付けております。

新たに農地の賃貸借をお考えの方、農地を手放したい方、新たに農地の耕作をお考えの方は、農地中間管理機構の利用をご一考ください。

※詳しくは、「農地中間管理機構」で検索、または右記QRコードをご参照ください。

農林水産省HP  
「農地中間管理機構」

